

## 神川町マスコット着ぐるみ使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、神川町のマスコット「神じい」及び「なっちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの申請)

第2条 着ぐるみの貸出しを希望する者は、あらかじめ着ぐるみ貸出申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して町長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の申請書は、貸出しを希望する日の3か月前から7日前までの期間に提出しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出しの許可)

第3条 町長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、町の業務に支障を及ぼさない限度において、着ぐるみの貸出しを許可するものとする。

- (1) 町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

2 許可する貸出期間は、原則として貸出日から返却日を含めて5日以内とする。

3 第1項の許可は、着ぐるみ貸出許可書（様式第2号）をもって行う。

(使用料)

第4条 使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 着ぐるみの貸出許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 許可された貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみ使用状況報告書（様式第3号）及び着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。
- (4) その他、町長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出許可の取消)

第6条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この告示に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の貸出しは許可しない。  
この場合、使用者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

(原状復帰)

第7条 着ぐるみを汚損又は破損した場合は、町長の指示に従い、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、町長が着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、使用者はこれに従わなければならない。

(責任の制限)

第8条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、町長は一切その責めを負わない。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月23日告示第52号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年9月26日告示第97号)

この告示は、令和6年11月1日から施行する。